

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区京町72番地

株式会社 キムラタン

取締役社長 浅 川 岳 彦

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日(水曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目9番地の1号
神戸国際会議場3階国際会議室301
〔開催場所が昨年までとは異なりますので、末尾の〕
〔「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。〕

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第51期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第51回定時株主総会出席票」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を株主総会出席票とともにご提出ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)にて、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日、当社役職員は、クールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

第51回定時株主総会の結果につきましては、書面による通知はお送りいたしませんのでご了承ください。株主総会の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）におけるわが国経済は、日銀の金融緩和の継続や政府の経済政策を背景に円安・株高が進行し、輸出関連を中心に多くの企業が最高益を更新するなど、景気回復が鮮明になってきております。

個人消費につきましては、株高を背景に高額品の販売が好調に推移、消費増税前の駆け込み需要も加わって、住宅関連や自動車なども販売を大きく伸ばしました。しかしながら、円安による輸入価格の上昇は、燃料、エネルギーや生活必需品の値上げに繋がり、日常品全般に対する購買行動は一層慎重なものとなるなど、経済政策の効果は業種によりまだら模様となっております。

アパレル業界では、円安の進行によるコスト増に加えて、年度を通じての天候不順が悪影響を及ぼすこととなり、全般的には厳しい一年となりました。

このような状況のもと、当社では、円安に伴うコスト上昇圧力に全社を挙げて対処することを最重要課題と認識し、生産背景の再編を急ピッチで実施、直接貿易比率の大幅拡大に取り組んでまいりました。その結果、仕入コストについては、前期に対しては増加となるものの、計画対比では削減することができました。しかしながら、急速な再編により、秋冬物の一部に納期遅延が発生し、一時的な減収要因となりました。また、高価格帯ブランド投入による収益力の向上を目指して、専門店販路に向けて新旧ブランド再編を実施しましたが、夏物においては受注が伸び悩む結果となりました。

売上高は、前年同期比2.1%減の47億74百万円となりました。インショップ業態の苦戦、GMS（総合スーパー）卸販売の大幅減、前掲の納期遅延と専門店における一時的な受注減が減少の要因であります。一方で、ネット通販においては、顧客数の増加に伴い販売は堅調な推移となり、専門量販店との取引も順調に拡大いたしました。また中国子会社における販売が純増となる結果となりました。

売上総利益につきましては、売上高の減少と円安を背景としたコスト増が要因となり、前年同期比1.6%減の22億15百万円となりました。利益率につきましては、コスト増という悪化要因がありましたが、在庫管理の徹底により、棚卸資産の評価損が前期に対し大幅に減少したことにより、結果として前年同期に対し0.3ポイント増の46.4%となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、諸経費の合理化、削減に取り組む一方、広告宣伝や販売促進強化を図ったことにより前年同期比1.3%増の21億85百万円となり、売上高販管費比率は前年同期から1.6ポイント増の45.8%となりました。

以上の結果、営業利益は29百万円（前年同期比67.9%減）、経常利益は15百

万円（前年同期比75.2%減）、当期純利益は5百万円（前年同期比83.9%減）となりました。

<リテール事業>

ショップ業態におきましては、既存店の維持向上を図りながら、店舗拡大に伴い増加する在庫を圧縮するためのアウトレット販売強化と収益力の向上を図るための正価販売の強化を実施してまいりました。また、製品面におきましては、直営店ブランド育成のため「dolcina」の構成比拡大を図ってまいりました。しかしながら、既存店ベースの売上高は、集客の伸び悩みに加え、年度を通しての天候不順の影響もあり、前年同期比4.2%減と厳しい推移となりました。出退店につきましては、インショップを中心に25店舗の出店と7店舗の閉店を実施し、当期末の店舗数は175店舗となりました。以上の結果、ショップ業態の全店ベースの売上高は、前年同期比1.3%増の28億24百万円となりました。

ネット業態におきましては、取扱いブランド数、品揃えの拡充を図るとともに、新規顧客獲得と来店促進によるアクセス客数の拡大を図ったことからアクセス客数が大幅増となり購買客数の増加に繋がりました。その結果、売上高は前年同期比20.0%増の4億92百万円となりました。

その他、催事販売の売上高は、効率性、採算性を重視し縮小を図ったことにより、前年同期比74.7%減の11百万円となりました。

以上の結果、リテール事業全体の売上高は前年同期比2.5%増の33億29百万円となり、セグメント利益は前年同期比7.1%減の3億16百万円となりました。

<ホールセール事業>

ホールセール事業におきましては、販路別の差別化をさらに進化させるため、専門店、チェーン専門店、GMS(総合スーパー)の3業態に細分化し、製販一体となって専門店向け新ブランドの開発、重点取り組み先でのシェア拡大、専門量販店におけるオリジナル商品の強化に取り組んでまいりました。GMS(総合スーパー)との取引が大幅減となり、専門店取引も伸び悩みましたが、専門量販店との取り組みにつきましては大きく伸長いたしました。

以上の結果、ホールセール事業全体の売上高は前年同期比17.6%減の12億94百万円となり、円安に伴う売上総利益率の低下と売上減少による固定費比率の増加により、セグメント利益は前年同期比71.3%減の38百万円となりました。

<海外事業>

海外事業におきましては、中国とアジアにおける販路拡大を図ってまいりました。その結果、平成24年10月に設立した上海可夢楽旦が本格稼動したことから中国現地内販が純増となり、売上高は1億50百万円、セグメント利益は1百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産16百万円となり、その主なものは、東京営業所ショールームの設備及びパソコン等システム機器関連の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当社取引金融機関から短期借入金として総額50百万円、長期借入金として総額2億円の資金調達を実施いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 (平成23年3月期)	第49期 (平成24年3月期)	第50期 (平成25年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (平成26年3月期)
売 上 高(百万円)	4,429	4,808	4,878	4,774
経 常 利 益(百万円)	33	43	61	15
当期純利益(百万円)	2	21	36	5
1 株当たり 当期純利益 (円)	0.00	0.03	0.05	0.00
総 資 産(百万円)	1,776	1,976	2,466	2,250
純 資 産(百万円)	1,048	1,070	1,108	1,124

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 (平成23年3月期)	第49期 (平成24年3月期)	第50期 (平成25年3月期)	第51期 (当事業年度) (平成26年3月期)
売 上 高(百万円)	4,413	4,808	4,854	4,661
経 常 利 益(百万円)	32	37	59	14
当期純利益(百万円)	2	18	35	6
1 株当たり 当期純利益 (円)	0.00	0.02	0.05	0.01
総 資 産(百万円)	1,776	1,976	2,461	2,236
純 資 産(百万円)	1,048	1,067	1,103	1,112

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。

(5) 対処すべき課題

わが国経済は、政府及び日銀の金融政策により雇用環境の改善に加え、賃金アップなどの要因もあり、緩やかな回復が続くとみられますが、円安等による原材料の高騰や消費税増税による景気減速懸念等、個人消費の先行きについては引き続き不透明な状況が続くとみられます。

また、当アパレル業界においても海外の件数増に加え、円安の一層の進行によるコスト上昇も懸念され、当社を取り巻く厳しい状況は続くものと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループが取り組むべき最大の課題は、一時的に減収減益となった現状を打破し、売上拡大による「収益の向上」に向かうため、以下のことに取り組んでまいります。

<リテール事業>

- ① ショップ業態における従来型インショップの維持と出店拡大及び新ブランド「BOBSON」ショップの相当数の積極的な出店による売上の拡大。
- ② ネット業態における基幹システムの見直し及び新規会員獲得キャンペーン等広告宣伝の強化による購買客数の増強。

<ホールセール事業>

- ① 専門店業態における大手・中堅得意先との取組み拡大並びに新規取引先の開発による収益の向上。
- ② チェーン専門店との取組みをさらに強化。

<海外事業>

- ① 中国製品に加え、日本製品の取り扱い拡充及び中国での得意先の新規開拓。
- ② A S E A N地域における輸出先の新規開拓による海外販路の拡大。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社キムラタンリテール	1 百万円	100.0%	当社店舗における販売業務の受託
上海可夢樂旦商貿有限公司	24百万円	100.0%	中国国内における卸販売及び輸出入

(7) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、ベビー・子供の衣料、服飾関連雑貨製品等の企画、製造及び販売を事業内容としております。

区 分	主 要 品 目
ア パ レ ル 事 業	ベビー・子供衣料全般 ベビー・子供服飾雑貨全般 ベビー用寝具、浴用品

(8) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

当 社	本 社	兵庫県神戸市
	営業所	東京都港区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況（平成26年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
316名	23名増

② 当社の従業員の状況（平成26年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
74名	6名増	43歳6ヵ月	11年8ヵ月

(注) 従業員数は就業人員を記載しており、子会社への出向者9名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借入金残額
株 式 会 社 日本政策金融公庫	215百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	161百万円
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	132百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 790,093,101株（自己株式83,118株を除く）
- (3) 株主数 27,231名
- (4) 上位10名の大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
豊岡幸治	12,875	1.62
株式会社ウィンフィールド	7,500	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口6）	7,289	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口3）	7,180	0.90
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口2）	6,950	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口5）	6,528	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口1）	6,276	0.79
バンクオブニューヨーク・メロン エスエー・エヌアイ・フォー・ビー・エヌアイ・ジー・エム クライアント・アカウント・イー・エル・エス・シー・ビー	6,038	0.76
有限会社協和商事	5,743	0.72
中西富朗	5,473	0.69

（注）持株比率は、自己株式（83,118株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成26年3月31日)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 主席執行役員	浅 川 岳 彦	
専務取締役(海外担当)	岡 村 秀 信	上海可夢樂旦商貿有限公司 董事長
常務取締役(財務担当)	木 村 裕 輔	
取締役	竹 辺 圭 祐	
常勤監査役	高 田 新 一	
監査役	林 邦 雄	
監査役	軸 丸 欣 哉	株式会社平和堂 社外監査役

- (注) 1. 取締役竹辺圭祐氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けております。
2. 監査役林邦雄氏及び軸丸欣哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、林邦雄氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成25年6月26日開催の第50回定時株主総会において、浅川岳彦氏、岡村秀信氏、木村裕輔氏、竹辺圭祐氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役(うち社外取締役)	4名(1名)	47百万円(11百万円)
監査役(うち社外監査役)	3名(2名)	16百万円(9百万円)
合 計	7名(3名)	63百万円(20百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和61年4月28日開催第22回定時株主総会において、月額150万円とすることで決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催第31回定時株主総会において、月額50万円とすることで決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役軸丸欣哉氏は、株式会社平和堂の社外監査役であります。株式会社平和堂は、当社の主要な得意先であり、当社製品を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社 外 取締役	竹辺圭祐	当事業年度に開催された取締役会14回（うち定例取締役会 は13回）中14回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての 専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っており ます。
社 外 監査役	林 邦雄	当事業年度に開催された取締役会14回（うち定例取締役会 は13回）中14回に出席し、主として経営管理的な見地から、 議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業 年度に開催の監査役会 13 回中 13 回に出席し、監査結果に ついて意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行って おります。
	軸丸欣哉	当事業年度に開催された取締役会14回（うち定例取締役会 は13回）中13回に出席し、主として弁護士としての専門的見 地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また当事業年度に開催の監査役会 13 回中 12 回に出席し、 監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議 などを行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	15百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	15百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の附議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する概要

当社は、業務の有効性・効率性の向上、法令・定款の遵守、財務報告の信頼性確保、資産の保全の目的を達成するために、取締役会において、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を決定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出し、忠実にその職務を行わなければならない。
- ②取締役は、自らのなす重要な非通例の取引、会社との取引等については、取締役会の決議を経なければならない。
- ③監査役は業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認するとともに、監査計画に基づき業務監査を実施し、必要な改善措置を取締役に勧告しなければならない。
- ④監査役は取締役会に出席し、取締役の出席及び審議の状況を確認しなければならない。
- ⑤取締役は、コンプライアンス及びリスク管理に必要な体制・規則を整備し、その遵守と徹底に努めなければならない。
- ⑥前項の目的のために、当社はコンプライアンス室を置く。
- ⑦コンプライアンス室は、コンプライアンス及びリスク管理に関する基本事項を整備するとともに、内部監査を実施し、改善・向上を推進しなければならない。
- ⑧取締役は、法令違反行為の予防のために、コンプライアンス室を事務局とする内部通報制度を設置、活用する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、定款及び取締役会規則に基づき、取締役会の決定に関する記録を作成保存し、決裁文書については永年保存しなければならない。
- ②前項の記録及び文書については、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに提出しなければならない。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行わなければならない。
- ②新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- ③リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告しなければならない。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定するための仕組みとして、取締役会規則を定める。
- ② 採算管理の単位である事業部においても、重要事項は会議で検討を行うこととする。
- ③ 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各事業部門の目標値を年度予算として策定し、予算に基づく業績管理を行うこととする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 就業規則他の周知を図るため、担当取締役はこれを使用人等に掲示しなければならない。
- ② 取締役社長は、毎年度策定している社長方針において、法令順守を強調し、必要に応じて、全ての使用人等に書面で配布・徹底を図ることとする。

(6) 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、キムラタングループが目指すべき共通の価値観、行動基準をグループ全体で共有する。
- ② グループ会社は、第4条に定める内容に準じた規則・体制の整備を図るものとする。
- ③ グループ会社は、当社のコンプライアンス室及び監査役による監査に誠実に対応しなければならない。
- ④ 当社及びグループ会社では、グループ内の取引を公正な市価にて行うこととする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置しない。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当取締役にその旨を連絡し、担当取締役は必要な措置を講ずるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、担当取締役から上長に対して業務上の配慮を要請するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、取締役会に附議、報告された案件について遅滞なく監査役に報告することとする。
- ②コンプライアンス室は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- ③コンプライアンス室は、内部通報制度による通報の状況について適宜、監査役に報告することとする。
- ④取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告しなければならない。
- ⑤取締役及び使用人から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行うこととする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会ほか重要会議に出席し、必要なときは意見を述べなければならない。
- ②監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜、報告することとする。
- ③監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施するものとする。
- ④監査役は、会計監査人の独立性を確保するために、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、また、監査結果についても、適宜報告を受けることとする。
- ⑤監査役は、監査及び会計に関する知識の習得に努めなければならない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「キムラタンコンプライアンス方針」に従い、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、コンプライアンス研修の機会を通じて、全社員に対して、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びに損失の危険の管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上及び定着を図っております。また、経営理念・基本方針・行動規範を携行用「キムラタン手帳」に記載し、全社員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。さらに、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、行動規範について解説を加え、より具体的な遵守項目を列挙した手引書を全社員に配布しています。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,109	流 動 負 債	741
現金及び預金	598	支払手形及び買掛金	229
受取手形及び売掛金	659	短 期 借 入 金	80
商品及び製品	739	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	177
仕 掛 品	3	リ ー ス 債 務	1
原材料及び貯蔵品	31	未 払 金	145
前 払 費 用	26	未 払 費 用	50
繰延税金資産	13	未払法人税等	10
そ の 他	46	ポイント引当金	6
貸倒引当金	△9	そ の 他	39
固 定 資 産	141	固 定 負 債	384
有形固定資産	52	長 期 借 入 金	379
建物及び構築物	15	リ ー ス 債 務	2
機械装置及び運搬具	0	資産除去債務	1
工具、器具及び備品	33	負 債 合 計	1,125
リ ー ス 資 産	3	純 資 産 の 部	
無形固定資産	19	株 主 資 本	1,112
ソフトウェア	8	資 本 金	903
そ の 他	11	資本剰余金	221
投資その他の資産	68	利益剰余金	△7
破産更生債権等	218	自 己 株 式	△4
差 入 保 証 金	44	その他の包括利益累計額	11
そ の 他	15	繰延ヘッジ損益	3
貸倒引当金	△216	為替換算調整勘定	8
資 産 合 計	2,250	純資産合計	1,124
		負債及び純資産合計	2,250

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,774
売 上 原 価		2,559
売 上 総 利 益		2,215
販売費及び一般管理費		2,185
営 業 利 益		29
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
為 替 差 益	0	
そ の 他	2	3
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
支 払 保 守 料	1	
そ の 他	4	17
経 常 利 益		15
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税金等調整前当期純利益		15
法人税、住民税及び事業税	8	
法 人 税 等 調 整 額	1	9
少数株主損益調整前当期純利益		5
当 期 純 利 益		5

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計
当期首残高	903	221	△13	△4	1,107
当期変動額					
当期純利益			5		5
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	5	△0	5
当期末残高	903	221	△7	△4	1,112

項 目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	－	1	1	1,108
当期変動額				
当期純利益				5
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	6	10	10
当期変動額合計	3	6	10	15
当期末残高	3	8	11	1,124

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社キムラタンリテール
上海可夢樂旦商貿有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

上海可夢樂旦商貿有限公司 12月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………総平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品・仕掛品……………個別法

原材料……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間（5年）に基づき定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金……………当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

長期借入金

c ヘッジ方針

デリバティブ取引関係に関する内部規則に基づき、リスクをヘッジしております。また、リスクヘッジを目的としないデリバティブ取引は行わない方針であります。

d ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを事前に確認し、事後に検証しております。なお、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

②重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

さらに、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

③消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

受取手形及び売掛金 196百万円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 51百万円

長期借入金 80百万円

合計 132百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 181百万円

3. 受取手形割引高 34百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	790,093,101	－	－	790,093,101

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	83,009	109	－	83,118

(注) 自己株式の株式数の増加109株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理ルールに従い、取引先ごとの回収及び残高管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

また、外貨建の営業債務については、為替変動リスクに晒されていますが、これをヘッジするために、為替予約取引を行っております。一部の長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、リスクヘッジ目的に限定し、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	598	598	－
(2) 受取手形及び売掛金	659	649	△ 9
(3) 破産更生債権等	218	2	△ 216
資 産 計	1,476	1,250	△ 225
(4) 支払手形及び買掛金	229	229	－
(5) 短期借入金	80	80	－
(6) 未払金	145	145	－
(7) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	556	557	0
負 債 計	1,012	1,013	0
デリバティブ取引	4	4	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されますが、一部の売掛先については、信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

(3) 破産更生債権等

これらは信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金並びに(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の買掛金は為替予約が振当処理されており、当該買掛金は円貨建買掛金と同様のものと扱っております（下記「デリバティブ取引」参照）。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

振当処理された為替予約は、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記(4)参照）。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1.42円

1株当たり当期純利益 0.01円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報の注記)

当社は、平成26年3月28日付で、株式会社ボブソンホールディングスと、「BOBSON」ブランドの製品と日本国内における販売に関するライセンス契約を締結いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 (印)
業務執行社員
代表社員 公認会計士 井上 秀夫 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成26年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,070	流 動 負 債	739
現金及び預金	562	買 掛 金	230
受 取 手 形	26	短 期 借 入 金	80
売 掛 金	632	1 年以内返済予定の 長 期 借 入 金	177
商品及び製品	716	リ ー ス 債 務	1
仕 掛 品	3	未 払 金	193
原材料及び貯蔵品	31	未 払 費 用	12
前 渡 金	15	未払法人税等	9
前 払 費 用	25	未払事業所税	1
繰延税金資産	13	未払消費税等	16
そ の 他	51	預 り 金	9
貸倒引当金	△9	ポイント引当金	6
固 定 資 産	165	固 定 負 債	384
有形固定資産	52	長 期 借 入 金	379
建 物	15	リ ー ス 債 務	2
機械及び装置	0	資産除去債務	1
車 輜 運 搬 具	0		
工具、器具及び備品	33	負 債 合 計	1,123
リ ー ス 資 産	3	純 資 産 の 部	
無形固定資産	19	株 主 資 本	1,109
商 標 権	0	資 本 金	903
ソフトウェア	8	資本剰余金	221
電話加入権	10	資本準備金	221
投資その他の資産	93	利益剰余金	△11
投資有価証券	7	その他利益剰余金	△11
関係会社株式	25	繰越利益剰余金	△11
破産更生債権等	218	自 己 株 式	△4
長期前払費用	3	評価・換算差額等合計	3
そ の 他	55	繰延ヘッジ損益	3
貸倒引当金	△216	純資産合計	1,112
資 産 合 計	2,236	負債及び純資産合計	2,236

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,661
売 上 原 価		2,466
売 上 総 利 益		2,194
販売費及び一般管理費		2,169
営 業 利 益		25
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
受 取 手 数 料	3	
為 替 差 益	0	
そ の 他	2	6
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
支 払 保 守 料	1	
そ の 他	4	17
経 常 利 益		14
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		14
法人税、住民税及び事業税	7	
法 人 税 等 調 整 額	1	8
当 期 純 利 益		6

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	903	221	－	221	△17	△17	△4
当期変動額							
当期純利益					6	6	
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							－
当期変動額合計	－	－	－	－	6	6	△0
当期末残高	903	221	－	221	△11	△11	△4

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	－	－	1,103
当期変動額			
当期純利益			6
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3	3	3
当期変動額合計	3	3	9
当期末残高	3	3	1,112

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品・仕掛品……………個別法

原材料……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金……………当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

長期借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引関係に関する内部規則に基づき、リスクをヘッジしております。また、リスク

ヘッジを目的としないデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを事前に確認し、事後に検証しております。なお、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

受取手形 7百万円

売掛金 189百万円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 51百万円

長期借入金 80百万円

合計 132百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 181百万円

3. 受取手形割引高 34百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 25百万円

短期金銭債務 69百万円

5. 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権・債務

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 0百万円

仕入高 9百万円

業務委託料 504百万円

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性低下による簿価切下げ額

売上原価 25百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	83,009	109	－	83,118

(注) 自己株式の株式数の増加109株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成26年3月31日)

繰延税金資産

貸倒引当金	80	百万円
資産除去債務	0	
差入保証金	2	
棚卸資産	3	
繰越欠損金	1,428	
その他	5	
繰延税金資産小計	1,519	
評価性引当額	△ 1,504	
繰延税金資産合計	15	

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	13

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株)キムラタン リテール	所有 直接 100%	役務の受入 役務の提供	業務委託取引 事務代行取引	504 3	未払金 未収入金	60 －
子会社	上海可夢 樂旦商貿 有限公司	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 商品の仕入 商品の販売 ロイヤリティの受取 経費の立替払い	12 0 9 0 3 9	関係会社 短期貸付金 未収入金 買掛金 売掛金 未収入金 立替金	12 0 9 0 3 9

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、当社が提示する価格を基礎として、交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	浅川岳彦	被所有 直接 0.0%	当社代表取締役 債務被保証	当社銀行 借入に対する 債務被保証	70	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は兵庫県信用保証協会保証の金融機関借入残高70百万円に対して、代表取締役より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1.41円
1 株当たり当期純利益	0.01円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報の注記)

当社は、平成26年3月28日付で、株式会社ボブソンホールディングスと、「BOBSON」ブランドの製品と日本国内における販売に関するライセンス契約を締結いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 ㊞

業務執行社員

代表社員 公認会計士 井上 秀夫 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適切に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま

た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月20日

株式会社キムラタン 監査役会

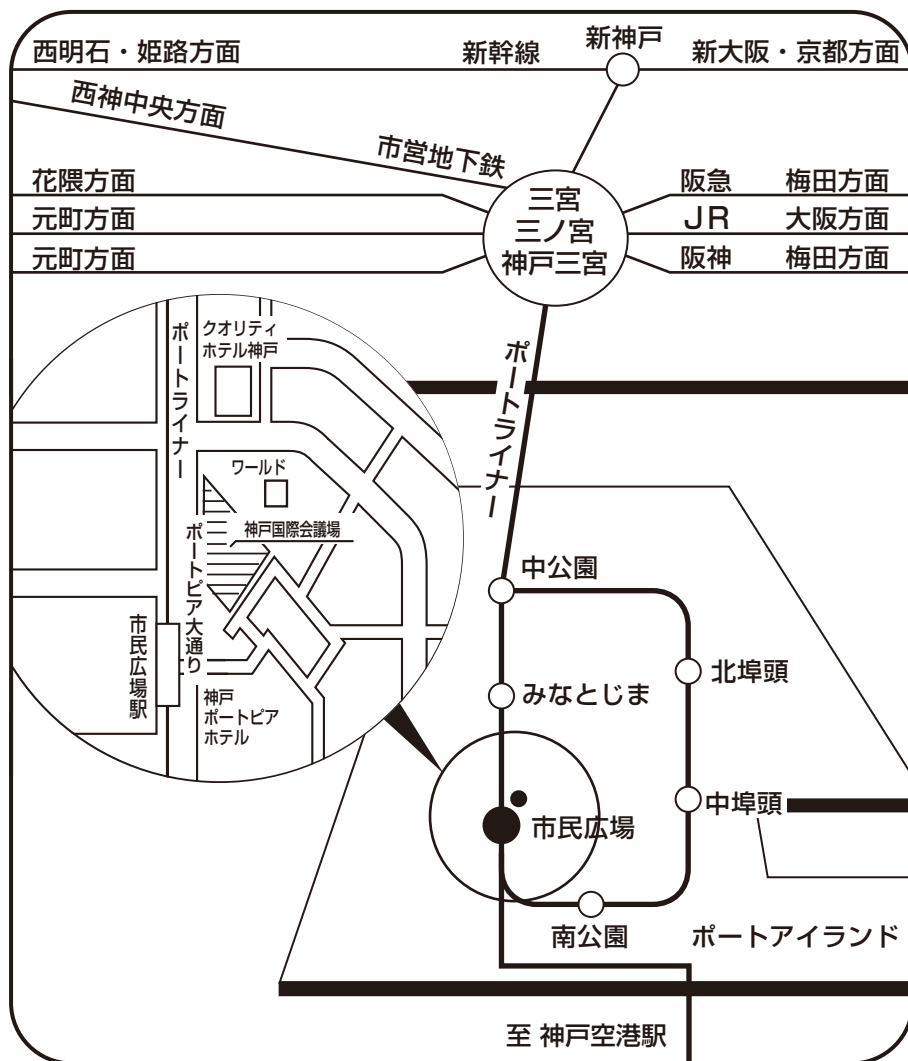
監査役(常 勤) 高田 新一 (印)

監査役(社外監査役) 林 邦雄 (印)

監査役(社外監査役) 軸丸 欣哉 (印)

以上

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

ポートルライナー 「市民広場駅」 下車徒歩2分

株式会社 キムラタン